

令和2年7月2日

北海道知事 様

提出者

住 所 札幌市中央区北4条西2丁目1番地
氏 名 株式会社東急百貨店
執行役員札幌店長 中 井 智 彦

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり令和元年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	さっぽろ東急百貨店
所在地	札幌市中央区北4条西2丁目1番地

2 地域貢献活動の実施期間

平成31年2月1日 ～ 令和2年1月31日

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実績
地域団体、組織への加入	・地元の商店街や商工会議所への加入。	通年	・札幌駅前通振興会及び札幌商工会議所等への加入継続
地域との意見交換の推進	・担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望を集約	通年	・お客様相談室の設置を継続
地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じ協力。	随時	・札幌駅前振興会の8月祭への協賛と協力。クリーン活動への参加（5～10月）
地域との共存共栄に向けた取組みへの協力	・ベビー休憩室の設置 ・お子様向け遊び場の開放 ・さっぽろ駅前保育園の設置 ・献血活動の場所提供 ・総務省「行政相談所」を常設	通年 通年 通年 4・10月 通年	・設置を継続 ・開放を継続 ・常設を継続 ・継続して提供 ・常設を継続
道産品のPRや販売促進の協力	・道産品の催事を年間計画に基づき実施 ・道産品コーナーを設置	5月11月1月 通年	・毎年9階催事場にて実施 ・B1階食品売場内に設置
地域や道内の企業との取引推進	・食料品を中心に道内企業との取引推進	通年	・推進を継続
地域及び道内からの雇用の推進	当社雇用従業員、お取引先派遣社員のほとんどが道内からの雇用。 障害者、高齢者等の雇用・就業	通年	・実施を継続

石狩振興局産業振興部商工労働課

-3.4.23 收受

第 号

	の推進。		
ゆとりある勤労者生活の確保	完全週休2日制、年2回の連続休暇制度、年次有給休暇促進のため諸施策制度化(アハ・サリ―休暇, 半日有給)	通年	・実施を継続
従業員の職業能力開発の推進	社内での定期的な教育実施 通信教育修了者への補助 外部研修への派遣	通年	・実施を継続
地域の防犯活動等への参画、協働	・地域と一体になった少年非行防止対策に参加 ・地域の防犯対策についての意見交換	通年	・少年補導員の配置を継続 ・中央警察署協議会へ委員として参加
市町村等が進める交通対策への協力	納品代行による商品搬入の集約化を実施	通年	・実施を継続
地域における魅力ある景観形成への配慮	花のさっぽろ駅前まつりへ参加	毎年	・実施を継続
ISO14001の導入など環境全般への配慮	本所で'04年2月にISO14001認証取得。制定され環境マニュアルに沿った継続的な取組実施。	通年	・エコリーダーにより定期点検の実施を継続
エネルギー対策の実施	空調温度の適切な管理(ウォーム・ス・クール・ス) 省エネ設備の導入	通年	・実施を継続

4 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社東急百貨店 札幌店
職・氏名	執行役員札幌店長 中井 智彦
電話番号等	011-212-2230

<担当者連絡先>

所属名	株式会社 東急百貨店 札幌店 庶務部 庶務・人事・コンプライアンス
職・氏名	庶務・コンプライアンス担当マネージャー 小西 瑞季
電話番号	011-212-2230
電子メールアドレス	mizuki.konishi@tokyu-dept.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。